

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011神第91号	
事故等種類	運航不能（燃料供給障害）	
発生日時	平成23年5月31日（火） 21時30分ごろ	
発生場所	兵庫県淡路市岩屋港東方沖 岩屋港北防波堤東灯台から真方位105° 2.8海里付近 (概位 北緯34°34.7′ 東経135°04.6′)	
事故等調査の経過	平成23年6月7日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>モーターボート ^ス ^バ ^ル ^ス ^タ ^ー ^シ ^ッ ^プ SUBARU star ship、0.2トン 260-46988兵庫、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、岩屋港東方沖において、主機を中立運転として釣りをしていたところ、平成23年5月31日21時30分ごろ、主機の振動によって燃料タンクキャップ付きの空気抜き栓が閉鎖し、燃料が供給されなくなって主機が停止した。</p> <p>本船は、主機を再始動することができずに運航不能となり、潮流と風によって流されたが、船長がオールを使用して翌6月1日08時30分ごろ淡路市釜口漁港北西の砂浜に着いた。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約1.6m/s	
その他の事項	船長は、燃料タンクキャップ付きの空気抜き栓の構造を熟知していなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、岩屋港東方沖で主機を中立運転中、主機の振動によって燃料タンクキャップ付きの空気抜き栓が閉鎖されたことから、燃料が供給されなくなって主機が停止し、主機を再始動することができずに運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、夜間、本船が、岩屋港東方沖で主機を中立運転中、主機の振動によって燃料タンクキャップ付きの空気抜き栓が閉鎖されたため、燃料が供給されなくなって主機が停止し、主機を再始動することができなくなったことにより発生したものと考えられる。	